

鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（R8～R10）概要版

策定及び改訂の趣旨

国が新たに設定した令和8年度から13年度までの「改革実行期間」において、県内の各市町村が、これまでの部活動の枠組みや考えにとらわれることなく新たな発想で生徒が継続的に豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するための取組が推進していけるよう、令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間（前期）」における県内の公立中学校等の部活動の地域展開・地域連携の方向性として令和5年8月に策定した県推進計画を改訂した。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- ①休日に活動している部活動について、地域展開・地域連携の取組を推進する。
- ②平日は、学校部活動により生徒の活動機会を確保することを基本とするが、地域等の実情に応じて休日と合わせて包括的に取り組むことを検討する。
- ③部活動改革は、「地域展開型」を基本とし、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった部活動の形態により、生徒の活動機会を確保しながら、「地域展開型」への取組を推進する。

2 地域クラブの考え方

- ①「地域展開型」における「地域クラブ」は、以下の要件を満たしていることを基本とし、市町村が認定する。
 - ・休日の生徒の活動の機会を確保することを目的として活動している。
 - ・国ガイドライン及び公立中学校等の部活動方針または子どものスポーツ活動ガイドラインを遵守した活動を実施している。
 - ・学校部活動の教育的意義や目的を継承した活動を実施し生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。
 - ・適切な運営体制が確保されている。
 - ・学校等との連携が適切に行われている。
- ②民間クラブが公立中学校等の休日のスポーツ・文化芸術活動の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請する。
- ③申請があった民間クラブについて市町村は要件を確認し、休日の活動先として認定する。認定後は、当該部の休日の活動を行わない。
- ④認定を受けた地域クラブは、認定した市町村に活動報告を行う。活動報告を行う時期や回数は認定した市町村が設定する。
- ⑤市町村は、認定した地域クラブにおいて適切な運営がされているかどうか適宜確認を行い、是正が必要な場合は、指導を行う。

3 部活動及び教職員について

- ①休日の活動を直ちに地域展開が困難な場合は、「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」などの取組によって、部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。
- ②休日に地域クラブでの指導を希望し報酬を得る教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者として指導にあたる。

4 今後の部活動の在り方

改革実行期間の前期が終了する時点令和10年度末までに、各市町に「地域展開型」「地域連携型」「拠点校（合同部活動）型」のいずれかによる取組を三つ以上実施する。

II 県及び市町村の役割

1 県の役割

各関係機関と連携を図りながら、市町村の取組を支援する。

2 市町村の役割

域内における、部活動改革の取組状況や方向性について、適宜地域や保護者等へ情報提供を行い広報に努める。

III 具体的な取組方策

- 地域クラブ等の整備充実
- スポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保
- 施設の確保
- 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減
- 活動における費用負担の在り方
- 活動における保険の在り方
- 地域クラブへの支援
- 移動に係る支援
- 高校入試への対応
- その他